



長 第 3 7 号
令和5年4月11日

一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会 会長 様
一般社団法人和歌山県老人保健施設協会 会長 様
a 和歌山県訪問介護事業所協議会 会長 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

「和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金」の募集について

このことについて、介護職員の需要増加が見込まれる中、介護未経験者の介護職場への参入促進及び早期就労を支援するため、県内の介護サービス事業所等に新たに介護職員として就労した介護未経験者を対象に、介護職員初任者研修の受講料を補助する制度を別添のとおり制定しました。

つきましては、下記のとおり募集を行いますので、貴会員あて周知をいただきますようよろしくお願いいたします。

- 募集期間 : 令和5年4月12日(水)～令和6年3月15日(金)(必着)
申請書提出先 : 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課振興班あて(郵送)
提出書類 : 下記書類を1部ずつ
- ① 和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)
 - ② 収支決算書(別記第2号様式)
 - ③ 求職登録等申告書兼介護職員初任者研修受講実績報告書(別記第3号様式)
 - ④ 介護職員初任者研修事業者等が発行する修了証明書の写し
 - ⑤ 介護サービス事業所等が発行する就労証明書(別記第4号様式)
 - ⑥ 補助事業に係る支払いが確認できる書類(領収書等)の写し
 - ⑦ チェックリスト
 - ⑧ その他知事が必要と認める書類

※申請書類一式、交付要綱等を県長寿社会課のホームページに掲載しておりますのでダウンロードしてご使用ください。

URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/d00213048.html>

※補助申請をされる際、重複支給防止等の観点から、その他の補助金等を活用されていないか関係機関に照会、または関係機関からの照会に回答することもありますので、その旨ご了承ください。

担当

振興班 西崎

電話 : 073-441-2519 (直通)

メール : nishizaki_k0001@pref.wakayama.lg.jp

介護職員初任者研修 受講料補助制度

《制度概要》

- 本制度では、介護未経験者の介護職場への参入促進、早期就労を支援するため、**新たに介護職員として就労した介護未経験者の方**を対象に介護職員初任者研修の受講料を補助します！

《補助率・補助額》

- 補助率：10分の10 補助額：**10万円**以内
(※研修受講料のみ補助対象です。教材費、補講費用等は補助対象外です)

《募集期間》

- 令和5年4月12日(水)～令和6年3月15日(金) ※必着
※予算の上限に達した場合、募集期間にかかわらず募集を締め切ります。

《補助対象者》

以下のすべての事項に該当する方

- 現在和歌山県内の介護事業所等^(※1)に介護職員として勤務しており、引き続き勤務する意思がある方
- 現職以前に介護職員として勤務した経験がない方(学生時代のアルバイト除く)
- 以下のいずれかに該当する方
 - ア 県福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクに求職登録していた
 - イ ハローワークに求職登録していた
 - ウ 就労決定日から起算して、過去3年以内に県福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクの就労支援を受けた
(アまたはイに該当する方)
 - エ 求職登録の有効期間内に就職が決定した
- 介護職員初任者研修の申込時において、現在の勤務先への就職が決定していた方^(※2)
- 就労開始から6か月以内に介護職員初任者研修を申し込んでいた方
- 就労開始から1年以内に介護職員初任者研修を修了した方
- 年間勤務日数180日以上である方(見込み含む)
- 介護職員初任者研修受講料について、他機関からの助成を受けていない方

※1 については裏面をご確認ください。

※2 令和5年4月1日以降に就労決定した方が対象です。

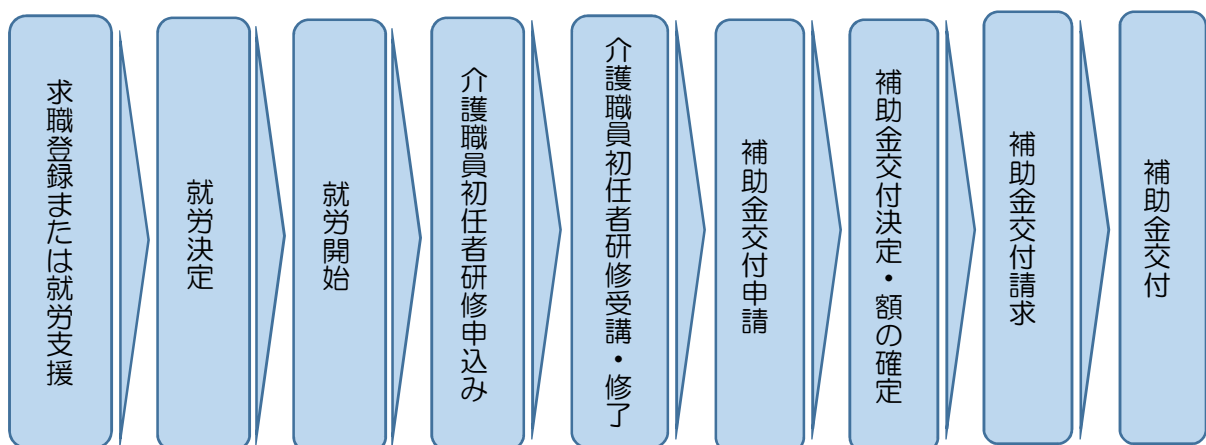
お問い合わせ先
和歌山県庁長寿社会課振興班

Tel:073-441-2519

※1：対象となる介護サービス事業所

| 介護サービス事業所の種別 | 根拠法令 |
|--|--|
| 訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条、第8条の2 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26号 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) | |
| 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設(令和6年3月31日まで) | |
| 第一号訪問事業 第一号通所事業 | 法第115条の45第1項第1号のイ及びロ |

◎ 補助金交付申請の流れ



◎ 補助金交付申請書類等

和歌山県庁長寿社会課のホームページに掲載しています。

URL：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/d00213048.html>

和歌山県 初任者研修 補助金



こちらからもアクセスできます

